

九州工業大学機器分析センター分析機器等利用基準同意書

年 月 日

国立大学法人

九州工業大学機器分析センター長 殿

- 1 分析機器使用・測定については、申込時に利用者が九州工業大学の担当者と十分な相談を行ったうえで九州工業大学機器分析センター分析等依頼書/利用申請書(別記様式第 1 号)を提出する。
- 2 学外の使用・測定の料金は使用後に納入するものとする。
- 3 分析装置の故障などで測定できなくなった場合には、測定を延期することがあるが、それに関わる損害を利用者は請求できない。
- 4 センター長及び担当者は、下記の場合はいかなる時点においても作業を制止できる。
 - ・利用者が機器を取り扱うのに十分な資質を有していないと判断したとき
 - ・毒物や法律等に触れるものを使用したとき
 - ・機器を破損する恐れがあるとき
- 5 技術担当者の有する装置を利用する場合、原則として九州工業大学の技術担当者が同席して、担当者の指導・立ち合いの下で利用者が作業する。技術担当者がいない装置については、充分な注意の下、マニュアルに沿って操作を行う。利用者の責任で機器を棄損又は滅失したときは、使用者がこれを原形に復し、また損害を賠償する。
- 6 利用者は、機器の利用に当たって、関係法律を守り、安全衛生対策及び事故防止に十分注意を払うものとする。また、使用者は、指定された場所以外に許可なく出入りすることはできない。これに反して、利用者の過失により本人がけが又は病気をした場合は、九州工業大学は一切責任を負わないものとする。
- 7 利用者は、承認された時間内に清掃を含めてすべての作業を終了する。
- 8 測定で得られたデータは、九州工業大学が保障するものではない。そのため、データの外部への公表は、いかなる場合においても九州工業大学名を使うことはできない。また、九州工業大学を特定できる表現も使えない。ただし、センター長が大学名の使用を許可した場合はこの限りでない。なおこれに反し、九州工業大学で受けた被害及び損害については申請者及びその機関が賠償するものとする。

上記の確認条項に同意し、分析機器等の依頼/使用を行います。

【申請者】

所属：

氏名：